地域における虐待の防止、早期発見・対応　　はい/できている・・○　いいえ/できていない・・×

実施日：　令和6年　6月　29日

	スタッフ氏名	関	B	C	D	E	F	G	H	I	改善の方向性
1	障害者（児）やその家族、地域住民等に対し、虐待の防止に関する普及・啓発を実施している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	家族、地域関係者との連携と情報交換を積極的に行い、虐待の可能性のある事案の観察や早期発見に努めている。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	地域における虐待防止において、障害福祉サービス事業者（施設）などの事業者間の連携を図っている。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
4	地域における虐待防止について、相談支援事業者、地域自立支援協議会や行政機関と連携・協力（意見交換を含む）をしている。	○	○	○	○	○	○	○	○	－	
5	虐待事案のみならず、福祉サービスの利用者等を含め、相談窓口を設置・広報し、地域住民の相談を受けている。	○	○	○	○	○	○	○	○	－	
6	地域の障害者が虐待を受けた場合の積極的な受入れ（市町村からの依頼があった場合）を行っている。	○	○	○	○	○	○	○	○	－	
7	虐待を受けた障害者・児の受け入れとその支援に関するマニュアル等を一般のマニュアル等とは別に作成している（虐待を受けた障害者・児への支援）。	○	○	○	○	×	×	×	×	－	マニュアルの共有を行った。
8	虐待事案の疑いがある場合、もしくは発見した場合の相談支援事業者や行政機関等への連絡（通報）について手順等が具体的に文章化している。	○	○	○	○	○	○	○	○	－	
9	虐待事案の疑いがある場合、もしくは、発見した場合に直接訪問する等の対応を行う努力をしている。	○	○	○	○	－	○	○	○	－	
10	虐待事案の疑いがある場合、もしくは発見した場合に施設・事業所として迅速かつ一元的な対応が可能となる体制を事前に定めている。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	